



長野県報

10月18日(月)

平成16年
(2004年)

第1602号

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課).....	1
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課).....	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障害福祉課).....	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者の氏名変更(障害福祉課).....	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課).....	2
救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医務課).....	3
保安林予定森林(2件)(森林保全課).....	3
保安林の指定解除(森林保全課).....	4

公告

都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室).....	4
収去飼料の試験結果の概要の公表(畜産課).....	5
土地改良区の解散の認可(土地改良課).....	6
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農村整備課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課).....	6
一般競争入札(高校教育課).....	6

正誤

正誤(情報公開課).....	7
----------------	---



長野県告示第566号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称
長野市
- 2 事業の種類
農業集落排水資源循環統合補助事業山布施地区処理施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野市篠ノ井山布施字本郷平東沖地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
農業集落排水資源循環統合補助事業山布施地区処理施設建設

事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の所在する山布施地区においては、生活雑排水が農業用水路に直接放流されており、生活雑排水により汚濁した農業用水が水田へ流入し、悪臭、蚊及びハエの発生、農作物の生育障害、成熟遅延、収量及び品質の低下等の原因となっている。

また、住民から、し尿処理について、衛生的で快適な水洗化を強く求められている。

このような状況の中で、本件事業を導入し、生活雑排水及びし尿の浄化処理をすることにより、次のような事業効果を期待できる。

生活雑排水の農業用水路への流入を防ぐことができることから、悪臭等の発生が抑制され、農業用水の富栄養化による農作物への影響がなくなるとともに、最終流入先である一級

河川犀川の水質保全が図られる。

また、生活雑排水と合わせてし尿も処理できることから、トイレの水洗化が可能となり、住民の生活環境が向上する。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は最寄りの民家から相当程度離れており、地区住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本体事業を早期に施行する必要性

現在、山布施地区においては、生活雑排水による農業用水の汚濁が問題となっており、また、し尿処理がくみ取式で不快な環境にあることから、地区住民の間にも農業用水等の水質の保全及びトイレの水洗化を求める声が強くなってきている。このため、同地区においては、下水道の整備が急務となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、生活雑排水及びし尿を処理する施設の建設及び当該施設の敷地内の場内道路、植栽等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

企画課

長野県告示第567号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
鈴木範夫	松本市城西1-5-16 特定医療法人城西医療財団城西病院	平成16年4月1日	死亡
三澤真寿門	松本市城西1-5-16 特定医療法人城西医療財団城西病院	平成16年4月1日	退職
吉村長久	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	平成16年8月17日	県外転出

障害福祉課

長野県告示第568号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
石井 亘	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構長野病院
北原博人	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
藏井 誠	松本市寿豊丘811 国立療養所中信松本病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
齋藤克也	飯田市大通1-15 栗山会 飯田病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
蜂谷 勤	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
林 賢	長野市富竹1333-1 長野市民病院	駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院
百瀬 篤	松本市城西1-5-16 医療法人城西医療財団城西病院	塩尻市広丘野村1693-3 広仁堂医院
依田達也	長野市篠ノ井会666-1 長野県厚生農業協同組合連合会 篠ノ井総合病院	南安曇郡豊科町大字豊科3100 長野県立こども病院

障害福祉課

長野県告示第569号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として指定した者の氏名が次のとおり変更になりました。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の氏名	変更後の氏名
木暮敦子	佐藤敦子	木暮敦子

障害福祉課

長野県告示第570号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
飯塚裕子	視覚	東御市鞍掛198 東御市民病院
北林浩	心臓 腎臓	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院

木村 純	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
熊谷 信平	ぼうこう・直腸 小腸	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
小平 宏	免疫	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
三枝 久能	ぼうこう・直腸 小腸	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
佐久間 孝弘	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
佐々木 秀憲	視覚	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
佐藤 篤	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
庄野 泰弘	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
城崎 輝之	ぼうこう・直腸 小腸	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
竹松 勇人	心臓 腎臓	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
畑谷 芳功	音声・言語 そしゃく 肢体不自由	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
三石 績	心臓	軽井沢町軽井沢東33-15 東京心臓協会附属 軽井沢クリニック
山寄 正志	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 ぼうこう・直腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
山本 力	小腸	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
弓田 渉	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	伊那市大字伊那1313-1 伊那中央病院
横内 定明	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	松本市筑摩3-15-31 社会福祉法人国際保健支援会 南天診療所

障害福祉課

長野県告示第571号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
立 岩 外 科	長野市西尾張部275	平成16年10月1日

医 務 課

長野県告示第572号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
 - 木曾郡三岳村10995の1、11066の3、大桑村大字殿1356の12から1356の23まで
- (2) 指定の目的
 - 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
 - 下伊那郡売木村45の297、45の748（次の図に示す部分に限る。）、2649の67、2649の113、2650の15、2650の51、2650の52（次の図に示す部分に限る。）、天龍村神原6140から6143まで
- (2) 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 売木村45の297、45の748、2650の15・2650の51・2650の52（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第573号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字信級字篠沢748の1、764(次の図に示す部分に限る。)、字もあう坂683の1、字向平4388、4390、4391、大字左右字久保田尻20014から20017まで、戸隠村大字豊岡字母袋9256のロ、9259の1、9259のハ、9259のニ、9260の2、9260のイ、9260のロの1、9260のハ、中条村大字住良木字熊かせ8150から8156まで、8157のイ、8157のロ、下水内郡栄村大字北信字大八2201の1、2203、2205、2208の1、2219、2221、字たに2226の1、2226の2、2227、2231の1、2233の4、2240の1、2241の1、2242の1、2246の1、2247、2248の1、2263、2264の2、2267の1、2268、2269の1、2270の2、2271の1、2271の4、2272、2273の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字上条字一之段2234、2236

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第574号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字里山辺字千鹿頭5204の5

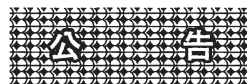
2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画下水道 千曲市公共下水道

2 縦覧場所

長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び千曲市都市計画課

水環境課生活排水対策室